

(7) 木ノ下金屋子神社の成立と「金屋子神略記」

山崎 亮

はじめに

今回の田部家古文書調査では、「金屋子神略記」と題された木ノ下金屋子神社の略縁起——史料¹としてその全文を掲げておいた——が新たに発見された¹。旧吉田村木ノ下に所在する木ノ下金屋子神社は、松江藩最大の鉄師であった田部家のたたら経営の守護神として祀られているが、その歴史は判明ではない。そもそも金屋子神は、出雲能義郡西比田村（現安来市広瀬町）に所在する西比田金屋子神社を本社として、出雲、伯耆、備後、石見を中心に、たたら製鉄ならびに鍛冶の守護神として崇敬されてきた。その縁起としては、天明四（一七八四）年成立の『鉄山秘書』に収められた「金屋子神祭文」が最もよく知られているが、それ以外にも多様な縁起類が残されている。今回発見された「金屋子神略記」は、それらの縁起類と共通する要素を含みながら、独自の特徴も併せもつユニークな略縁起といえる。本稿では、この「金屋子神略記」を、田部家の歴史ならびに木ノ下金屋子神社の成立とも関連させながら、中国地方に流布する諸他の縁起類との対比において検討したい。さらに、「自宝永二年至明治三年吉田村民谷村宮指出神名帳写」（以下、「宮指出神名帳写」と略記する²）所収の「明治二年己巳秋九月 飯石郡吉田民谷両村諸社諸神取調帳」を手がかりに、旧吉田村において金屋子神がどのように祀られていたのか、その具体相も一瞥しておきたい。

一 木ノ下金屋子神社の成立と展開

木ノ下金屋子神社の創建年代は、先にも触れた通り不明であるが、も

ともとは現在の社地から西北に五〇〇メートルほど離れた鉄林もしくは鉄林山と呼ばれる場所に鎮座していたとされる。現在、その跡地には石積みだけが残されている³。「宮指出神名帳写」所収の宝永二（一七〇五）年と享保一二（一七二七）年の「宮差出神名帳」では、鉄林がその所在地であるとされていたものが、宝暦一四（一七六四）年以降は川尻が所在地とされており、またすでに元文五（一七四〇）年には現存の鳥居が建立されているので、一七二七年から一七四〇年までの間に社殿が移されたことになる。

また当社には棟札が多く残されていて、近世以来たびたび書写されており、その記録が残されている。明治四一年の「自寛文五年至宝暦十年間 金山彦神社造宮棟札写」⁴によると、この間、寛文五（一六六五）年、延宝二（一六七四）年、延宝九（一六八一）年、享保二二年、宝暦一〇（一七六〇）年の五枚の棟札が現存するが、とくに興味深いのは延宝九年のそれである。

棟札の表の中央に「奉建立金屋神御宮一字……神主田辺和泉守」と記された両側に、「金屋子神縁記并武良弐之大事比田村□田ノ御社ニ有由承田辺権之大夫参詣仕武良弐鍛冶之大事安部殿ヨリ権之大夫ニ御相伝有テ此社ニ納ル者也」とある。これによれば、「金屋子神縁記」と「武良弐[村下]之大事」が西比田金屋子神社にあると聞き及んだ田辺権之大夫——神主田辺和泉守のことであろう——が、当社に参詣して神職安部氏より「武良弐鍛冶之大事」を「相伝」され、「此社」すなわち木ノ下——当時はおそらく鉄林——金屋子神社に納めたとされる。棟札の裏には「于時延宝九年吉田村鉄森御宮迁宮成就 願主田辺五郎右衛門」とあり、文中の「鉄森」は鉄林のことであろう⁵。

文中、当初田辺権之大夫がその存在を聞き及んでいた「金屋子神縁記」が、後段の「相伝」された文書のなから抜けているのには、いささか

疑問が残る——単なる書き落ししか、あるいは実際には「金屋子神縁記」だけが相伝を許されなかったのか——が、史料1「金屋子神略記」の「其後田辺氏比田郷葛城宮倍礼参縁起、御守大事等ヲ書写吉田ノ新殿ニ奉レ納」（傍点引用者）という文言から見れば、「金屋子神縁記」も書写されたのである。『金屋子神略記』には、最古の棟札と同じ寛文五年五月吉日の日付が記されているが、さらに末尾には「再建立于時延宝九年辛酉十月九日遷宮神主田辺和泉」とあり、願主田辺五郎右衛門以下、延宝九年の棟札に記載されたものと同じ奉行、代官、下郡、庄屋、年寄らの人名が連ねられている。⁶とするならば、寛文五年の木ノ下金屋子神社の建立に際して成立した「金屋子神略記」が、延宝九年の再建立に際して今一度書き継がれ、「金屋子神縁記」や大事を西比田金屋子神社から受け継いだ経緯が棟札にも記された、と見るべきであろう。

ところで相良英輔「近世前期の田部家とたたら経営」⁷によれば、田部家では貞享四（一六八七）年から翌年にかけて、鑓経営をめぐる相続争いが生ずる。田部家七代五右衛門は吉田村の大次米鑓おおじまいを操業していた。五右衛門の死後、息子である五右衛門と五郎右衛門——両者ともに八代当主五左衛門の兄であった——とがこの大次米鑓の共同経営に当るが、三年後には五郎右衛門のみで操業するようになる。この間の紛議に関わる文書のなかで、両者は「式拾三年以前午年」（寛文六「一六八六」年）より兄弟で三年間「寄合吹」していたとされるので、田部家のたたら操業は寛文五年以前に遡ることになる。相良によるこの指摘は、木ノ下金屋子神社が、現存する最古の棟札——「奉建立金屋子神一字……本願田辺五郎右衛門……神主田辺和泉勝長……寛文五年五月吉日」——ならびに「金屋子神略記」の記述通り、寛文五年に成立した可能性が高いことを傍証するものといえるだろう。ちなみに、寛文五年、延宝二年、延宝九年までの棟札を見るかぎり、その願主はいずれも田辺五郎右衛門で

あって、当主五左衛門ではなかった。五郎右衛門が当時の田部家のたたら経営の中心的な存在であったことが窺える。

このように、「金屋子神略記」や延宝九年の棟札で見ると、木ノ下金屋子神社は西比田金屋子神社から勧請されたと考えられるが、西比田金屋子神社側の史料ではどうであろうか。当社は安政五（一八五八）年に焼失して再建されたが、文書もほとんど残されておらず、近世期の田部家とのつながりを示す証拠もわずかしかない。残された六枚の近世期の棟札——慶安三（一六五〇）年のものが最古である——のなかでは天保一二（一八四一）年以降になってようやく、田部長右衛門の名が見えるようになる。⁹また寛政三（一七九一）年、文化四（一八〇七）年、文政二（一八一九）年の三次にわたる西比田金屋子神社「勧進帳」には、最後の文政二年になって初めて田部家当主の名——田部佐一右衛門¹⁰——が挙がる。もとより断片的な史料ではないが、西比田金屋子神社と田部家との関わりは、少なくとも近世末になってようやく本格化するようにも思われる。

いずれにせよ鉄林山からの移転後、元文五（一七四〇）年九月には「田部長右衛門元年 同祖右衛門政識」¹¹銘の石鳥居が建てられ、さらに宝曆一四（一七六四）年の「神社差出帳」（前掲「宮指出神名帳写」所収）には、六尺八尺の本殿、二間五間の拜殿、五尺九尺の隨身門、高さ九尺の石鳥居を備えた「金山彦社」¹²として書き出され、「祭祀式天下国下御祈禱神楽御幸神事猿田彦獅子競馬」と記されている。この時点で¹³は、現存の社容はほぼ整い、祭礼も盛大に執り行われていたと考えてよいだろう。

最後に、明治期の木ノ下金屋子神社についても簡単に触れておこう。これに関しては史料3「神社公認願」¹⁴を見ていただきたい。その事由書によれば、「金山彦神社」は、明治以降、隣接する木ノ下八幡神社——近

世には川尻八幡宮と称されていた——の撰社とされていたものを、明治三十九年、木ノ下八幡神社が村社鬼比神社に合祀されるのに伴って、一度田部家より廢社願を提出して「私宅内鎮守」として奉斎しようとしたのであった。ところが一年もたたないうちに、今一度、無格社として公認するよう願いだしたのである。いったん廢社を届出たものを、再び公認するよう願いだした真意は判明ではないが、田部家による鑪の創業から説き起こし、祖神崇敬の理念と国家への貢献を強調する文面は、時代の雰囲気とともに、明治末、「洋鉄」に押されてたたら経営の縮小を余儀なくされつつあった田部家による、たたら製鉄への強い意欲をにじませていて興味深い¹⁵。

今一つ興味深いのは、「金屋子神略記」の存在が、今回の発見に至るまでまったく顧みられてこなかった事実である。たとえば宝永二（一七〇五）年「宮差出神名帳」（前掲「宮指出神名帳写」所収）の「金屋子神御宮」の項目でもすでに「縁起古証文社領ナシ」と記されており、これは明治期まで変わるところがない。本稿でもすでにその一部を援用してきた、明治初年の神社調査、あるいは明治末年の神社合祀に伴う諸届の写しでも、さらには昭和期に入ってから小滝遥による調査においても、「金屋子神略記」への言及は、管見の及ぶかぎり皆無である。そもそもこの略縁起が、三田原八幡宮——近世期は吉田村の氏神であった——関連の文書とともに保管されていた理由もよく分からない。註（一）に示したように、これらの文書は明治三三年に作成されたものであり、したがってこの時点で略縁起の存在も田部家内で知られてよかつたはずである。それにもかかわらずまったく言及がないのは不可解というほかはない。

二 諸他の縁起類との対比における「金屋子神略記」の読解

以上の歴史的経緯をふまえたうえで、「金屋子神略記」の内容を、諸他の縁起類との対比において検討してみよう。

1 金屋子神をめぐる縁起類の位相

金屋子神等、中国地方のたたら製鉄をめぐる神格の縁起については、目次謙一「金屋子神縁起史料解題」¹⁶が七点の史料を取り上げ、その内容を検討して先後関係を推定している。ここでは、「金屋子神略記」検討のための予備作業として、目次が取り上げた史料について簡単に整理しておきたい¹⁷。まず、それぞれの史料に記された年代順に番号を付しておく。もっとも、とくに①の年代を額面通りに受け取っていいかは疑問も残る。

- ①「諸真言ニ日久」「金山子大明神大事」、元和四（一六一八）年、出雲能義郡井尻保（日次横屋村）、峯三所権現（現熊野神社）社司森脇清高の記名あり
- ②下原重伸『鉄山秘書』¹⁸（含「金屋子神祭文 雲州非田ノ伝」、天明四（二七八四）年、伯耆日野郡宮市村
- ③石田春律『金屋子縁記抄』、文政八（一二二五）年、石見那賀郡大田村
- ④「金屋子神秘録伝」、安政三（一八五六）年書写、石見美濃郡上道川村
- ⑤「三國金山姫宮因縁」²⁰、万延元（一八六〇）年書写、備中阿加郡花見村
- ⑥「金屋子神略縁記」、明治一一（一八七八）年、明治一八年書写、石

見臣智郡日貫村

⑦下村尚左衛門『鉄山記』（含「金屋子神縁起」）、年代・原所在地不明（和鋼博物館蔵）

このうち、②『鉄山秘書』と③『金屋子縁記抄』は、それぞれ鑪鑪經營者の下原重伸と石田春律の手になるもので、ともにたたら製鉄の技術や経営・歴史に関する著述であり、その一部に金屋子神の縁起やこれに関わる伝承が組み込まれていた。⑦『鉄山記』も、下村がどのような人物であったかは不明ながら、これに準ずるものと見ることができ²¹⁾。

これに対して残りの四点は、おそらく神職や僧侶などの宗教者によって流通された縁起の単体である。①「諸真言ニ日久」は尼子氏の尊崇も篤かった峯三所権現に伝えられたとされ、独自の内容を含んでいるが、④「金屋子神秘録伝」と⑤「三国金山姫宮因縁」、ならびに⑦所収の「金屋子神縁起」は、基本的に同一の縁起の変化型と見ることができ²²⁾。そのなかで、内容の整合性や記述の成熟度から見ると、⑤が基本型に近いと推測される。⑥「金屋子神略縁記」は、⑤に依拠しながら、記述が大幅に縮小された略縁起である。

西比田金屋子神社との関連が直接読み取れるのは、末尾に「本山安部」の記名と押印が認められる⑥である。いいかえれば⑥は、明治一一年に西比田金屋子神社から直接配布された略縁起の写しと見ることができ²³⁾。また⑥の典拠と目される⑤にも、末尾に「雲州比田安部氏 由来金城陽隣焉」とあるところから、西比田金屋子神社からの流布を確認できる。さらに②所収の「金屋子神祭文」も、「雲州非田の社、金屋子神の社人所持伝来」して唱える「秘密の祭文」だったとする下原重伸の証言があり、また②には祭文以外にも安部氏に関わる具体的な記述が多く含まれている。これ以外の縁起類には、西比田金屋子神社との関係を直接読み

取ることはできない。①ならびに④と⑦にはそもそも安部氏が登場せず、西比田金屋子神社に関して①は沈黙し、④⑦では金山姫宮が降臨して建立される神社は「秀田宮^{ヒテタクウ}」と称される。③では安部氏は金屋子神の後裔として付随的に登場するものの、西比田金屋子神社にはまったく言及されていない。

次に、内容に関連してまず以て興味深いのは、各縁起に見られる神名がきわめて多岐にわたっている点である。金屋子神が全面に出ているのは、「吾ハ金屋子ノ神ナリ」とみずから宣言する「金屋子神祭文」を含む②、また金山彦と金山姫との間に生まれた「玉ノ様成ル男子」の金屋子神を軸に独自の物語が展開する③だけである。それ以外には、①は「見目美シキ女人」たる「金山子大明神」、④⑤⑦では「金山姫宮」「金山姫宮」あるいは「金山神」²⁴⁾、④⑦ではさらに「金屋子神」「鉄屋子」「金山権現」などの文字も見える。西比田金屋子神社から直接流布されたと考えられる⑥でさえ、登場する神名は「金山姫金山彦尊」あるいは「金山尊神」である。

たたら製鉄に関わる神名のこのような多様性は、石見地方の地域社会の小祠や森神（神木）の祭祀においても確認されており、²⁵⁾少なくとも近世末から明治初年にかけて、金屋子神は一義的に規定される存在ではなく、金山神、金山彦、金山姫等の神格と重層しつつ、ゆるやかにとらえられていたのではあるまいか。また、西比田金屋子神社自体が、⑤では金山姫宮、⑥では金山姫金山彦尊を祭神として前面に打ち出しているのも興味深い。②の「金屋子神祭文」との兼ね合いもあるが、少なくともここでも金屋子神という神名の揺れ動きを指摘できるだろう。

さて、西比田金屋子神社との関連もふまえ、これら縁起類の代表的なものとして、②『鉄山秘書』と⑥「三国金山姫宮因縁」とを取り上げ、その内容を簡単に紹介しておく。

周知のように②所収の「金屋子神祭文」では、播磨国志相郡（しさはごおり）岩鍋に「作金者金屋子ノ神」が降臨、ついで白鷺に乗って出雲国「野義郡黒田之奥比田」に到来し、山林の桂の木にとまって休む。狩に出ていた安部氏正重の犬が金屋子神の発する「光明」を見つけて吠える。「吾ハ金屋子ノ神ナリ」と宣言した金屋子神は、みずから村下となって盛んに鉄を吹くのだが、その際、「長田兵衛朝日長者」が「高殿」を立てて炭と粉鉄を集め、社を建てて安部正重を神主にした、とされる。さらに②にはこの「金屋子神祭文」以外にもさまざまな伝承が記されている。たとえば、高殿の内部に築かれた「御山」と称される土壇を金屋子神の神体とした、あるいは金屋子神は村下を伴って天降ったとか、金屋子神自身の死骸ないしは村下の死骸を金屋子神の神体とした等々。また、「鉄山所ニテハ偏ニ安部氏ヲ金屋子ノ神ト崇敬スル事往昔ヨリ仕クセナリ」として、安部氏の「神徳」を強調している²⁷。

一方、⑤「三国金山姫宮因縁」では、本文巻頭に「金山姫宮三国伝来巻」と記され、天竺・唐・日本という三国伝来の仏教的世界観を前提として、金山姫宮は金山神の活躍が描き出される。「大日如来ノ化身」たる金山姫宮は当初須弥山に籠っていたが、「宮殿造宮」のため鉄器を求める伊弉諾伊弉冉に懇請されて日本に赴く。金山姫宮は以前、釈迦のために祇園精舎の鐘を作ったとされ、また唐については鉄劍の製造にまつわる干将莫耶伝説が引用される。日本では金山神として、まず「奥州国岩秋郡信夫庄」山家に顕われて「黄金ヲ吹」き、ついで備中の中山細川谷に鑪を初めて建てる。こうして「備中之国ハ鑪ノ根本鉄ノ始メナリ」とされ、その後「能儀郡比田庄黒田奥柳木之森ニ降リ臨ミ從レ夫連綿トシテ元祖神靈奉リニ金屋子神社ト崇メ一安部ノ連其ノ後胤無レ疑キト顕然トシテれるのである。さらに、安部連の死骸を「鑪ノ本柱ニ押立」てることに

よって鉄がよく湧出するようになったとして、「押立柱」の名称の由来が説かれ、また「鑪ノ内ヲ本山ト祝イ奉」る故に安部氏のことを「本山安部」と称するようになった、とされる。

いずれも西比田金屋子神社から流布したと思われる二つの縁起であるが、死骸と鑪との強い関連を示す伝承が共通している点を除けば、そのモチーフはかなり異なっている。②では金屋子神という神格の独自性が打ち出されるとともに、比田への降臨のありさまがつぶさに描写され、これを祀る安部氏の神性が強調される。これに対して⑤では、仏教的世界観を背景に金山姫宮は金山神の文化的性格——鉄器をもたらすことで人間生活を向上させる——が強調され、安部氏を、比田に降臨した金山神の後裔と位置づける。ちなみに、寛政三（一七九一）年の西比田金屋子神社「勸進帳」の趣意書³¹では、「金剛界之大日」の垂迹たる「金山姫宮尊神」が「衆生済度」のために「雲州黒田奥降臨」して安部氏に製鉄を教え、この「先祖安部神靈」を「金屋子神」として祀った、とされる。これは⑤「三国金山姫宮因縁」のモチーフに近い。ところが文化四（一八〇七）年の「勸進帳」の趣意書³²では、金山姫宮には一切言及されず、「吾祖金屋子神と申奉るは黒田の奥桂木乃森に跡を垂れまします」とされる。これはむしろ、金屋子神が独自の神格として降臨したとする②の「金屋子神祭文」のモチーフに近い。二系統の伝承の関係をどう整合的に理解するかは難しい問題だが、少なくとも両者いずれも近世末の西比田金屋子神社に淵源するものであることだけはたしかであろう。

最後に、縁起類に見られる年号についても簡単に触れておく。①「真言ニ日久」と②「鉄山秘書」以外には、金山姫宮や金屋子神が日本に到来した年号、ないしは比田に降臨した年号が記されている。⑤「三国金山姫宮因縁」では「嘉祐元年甲子三月十一日甲子日」とされ、翌二年一月八日が祭日とされる。④と⑦では、「嘉祐」が「善祐」に代わって

いる。ちなみに「善祐」は未詳であるが、「嘉祐」は中国北宋の年号として存在する（一〇五六—一〇六三年）。ただし実際の「嘉祐元年」の干支は丙申で、甲子ではない。⑤『金屋子縁記抄』や⑥「金屋子神略縁記」のように、単に「甲子年三月十一日甲子日」という表現もあって、おそらく干支の組合せの最初に当る甲子を、日本におけるたたら製鉄の最初になぞらえたものであろう。

2 「金屋子神略記」の位置

さて、いささか迂路を経た感もあるが、以上で明らかとなった、木ノ下金屋子神社の略史ならびに金屋子神をめぐる縁起類の位相をふまえ、このたび発見された「金屋子神略記」を位置づけてみたい。最初にその概要を簡単にたどっておく。

冒頭に記紀にもとづく神統譜が掲げられ、伊弉諾・伊弉冉尊の子として生まれた金山彦命と金山姫命が、まず「善祐元甲子歳三月十一日」に「奥州信夫山家」に現われて「黄金吹」き、その後、「吉備国中山細谷」に鑪を建てて「鉄吹」いた、とされる。次いで鑪施設の各部分の人数が神仏になぞらえられ、「善祐」二乙丑年十一月初八日」に祭日が定められた、という。さらに「まがねふく吉備の中山帯にせる細谷川の 音のさやけさ」という、古今和歌集や催馬楽にも収められた歌を中心に、他の縁起類にもよく見られる三首が引かれ、たたら製鉄の濫觴としての「備中鉄」が強調される。

その後、「御形容異霊美神」たる「金祖金山姫命」が「雲州比田庄葛城森」に「光ヲ放」ちて現われ、「霊夢」に導かれた安部氏に対して、眷属ともどもたたら製鉄の技術を伝授して「何国トモ不レ知飛去」ってしまう。教えに従って安部氏は鉄を作り続けるが、製鉄の奥義を自分の

子供にも伝えないまま七十有余歳で死去し、残された子供は鉄を吹こうとしてもうまくいかず、「不思議ノ余父乃死骸ヲ掘出鑪ノ内押立ニ寄立置」くと、鉄がよく吹けるようになった。そこで死骸を「鑪内ニ埋置塚ヲ築金屋子神ト奉_レ斎」した。これが「比田庄金屋子ノ一社」すなわち西比田金屋子神社の起源となったのであり、十月初子日がその祭日である。

これに続けて木ノ下金屋子神社の由来が語られる。吉田村の「神主田辺氏」が、「世上守神」たる「女神」——したがって安部氏の死骸を神体とする金屋子神ではなく、金山姫命かどうかも判明ではない——の夢告により西比田金屋子神社に参詣し、一本の幣を勧請したいと申し出るが、「安部権大夫」はこれをいったん拒絶、田辺氏は空しく帰る。ところが安部氏の娘が「卒ニ物狂」い、「吾者和光同塵ニ交衆生濟度可_レ為何故吾ヲ信者乎空令_レ帰早々幣帛遺_レベシ」という「女神」の託宣に従って三本の幣を田辺氏に届ける。これによって田辺氏は「金屋子大明神」を祀る一社を建立するに至り、四月一日と九月一日を祭日と定める。その後、田辺氏は「比田ノ郷葛城宮」すなわち西比田金屋子神社に参詣して「縁起御守大事等」を書写し、これを「吉田ノ新殿」に奉納した。

まず以て、1で取り上げた諸他の縁起類との最大の相違点は、木ノ下金屋子神社という特定の神社の成立を、西比田金屋子神社との関連で明確に語っているという点である。前段の西比田金屋子神社の由来に関しては、金山姫命が善祐元甲子年、奥州信夫郡に現われ、ついで備中で鑪を建て、さらに比田に降臨したとする筋道が、基本的に⑤「三國金山姫宮因縁」系統の伝承と同じものであることは明らかであろう。ただ、三國伝来の仏教的色彩ならびに文化神的性格はほとんど見られず、また、金山姫命が降臨する際の光のモチーフや、安部氏の死骸を埋めた塚を金

屋子神として奉斎するというエピソードは、むしろ②『鉄山秘書』系統の伝承に類似するようにも思われる。翻ってみれば、「金屋子神略記」の記述は、西比田金屋子神社の「金屋子神縁記」——木ノ下金屋子神社の延宝九年の棟札にその存在が示唆されていた——の内容を反映しているはずであり、だとすれば、そもそも後者こそが諸他の縁起類の原型であって、そこに素朴な形で未分化に包摂されていた伝承がやがて多様に展開し、さらに新たな要素を取り込んで、一八世紀後半以降②や⑤のような形に定着していった、と見るべきだろう。その意味で「金屋子神略記」の前半部は、金屋子神をめぐる縁起類の原型の一端を窺うことのできる、貴重な史料といっていいただろう。

このように見るならば、奥州、備中を経由して比田に降臨した金山姫命が安部氏に製鉄技術を伝え、その安部氏の死骸を神体として金屋子神が成立したとする「金屋子神略記」のモチーフこそが、金屋子神をめぐる諸縁起の原型を示していると推測できる。もっとも「金屋子神略記」が、原縁起としての「金屋子神縁記」の内容をどの程度反映しているのかが判然とせず、さらには「金屋子神縁記」に先立つ縁起が存在した可能性も否定できない以上、これはあくまで単なる推測にとどまる。あるいはまた、原縁起としての「金屋子神縁記」に含まれていたモチーフのなかには、後世に伝えられず消滅していったものもあるかもしれない。たとえば、安部氏、田辺氏いずれもが夢告によって金山姫命や「女神」に導かれ、また安部氏の娘に「女神」が憑依して託宣を下すといったシャマニスティックなエピソードは、諸他の縁起類には見られない「金屋子神略記」独自の特徴といえるが、これが原縁起としての「金屋子神縁記」に由来していた可能性も否定できないだろう。

後段の木ノ下金屋子神社の成立譚に関わっては、西比田金屋子神社から幣を勧請したいとする田辺氏の懇願を、安部権太夫がいったん拒絶し

た点が注目される。「女神」が安部氏の娘に取り憑き、権大夫を諫めて幣を送り届け、木ノ下金屋子神社を成立させたわけだが、この物語の背景として、西比田金屋子神社——あるいは安部氏——と木ノ下金屋子神社——あるいは田部家——との間になんらかの確執が存在したのだろうか、はたまた大規模なたたら経営に乗り出し始めた田部家の自負心のあらわれだったのだろうか。いずれにせよ、金屋子神の後裔たる安部氏にとってはいかにも不都合な役回りであって、ここに、「金屋子神略記」が永らく秘匿されてきた理由の一端があるようにも思われる。³⁴

三 旧吉田村における金屋子神祭祀

最後に、旧吉田村において金屋子神がどのように祀られていたのか、その具体相の一端に触れておきたい。近年では、たとえば田部清蔵『吉田村での金屋子信仰』（私家版、一九九〇年）や前掲『金屋子神信仰の基礎的研究』など、金屋子神を祀る小祠の実態調査の結果が報告されている。しかしながら、たたら製鉄自体がすでに消滅してしまっただけで、地域社会における往時の金屋子神祭祀の面影をたどることは難しい。ここではその手がかりとして、史料²「明治二年己巳秋九月 飯石郡吉田民谷両村諸社神取調帳」を取り上げる。³⁵

この史料では、明治二年の時点において旧吉田村ならびに旧民谷村に所在した小祠と「諸神」が地区ごとにすべて書き出され、それぞれの神名の前には所在地の小字ないしは屋号が記されている。小祠の場合には〇〇祠と記され、併せて祠の寸法が示されているが、吉田村では大歳祠、山神祠など二〇社、民谷村では竜宮祠など八社を数える。すでに宝永二（一七〇五）年の「宮差出神名帳」では、民谷村に大歳明神と三嶋明神という「小宮」の記載が見られ、寛政六（一七九四）年の「神社書出帳控」では吉田村の「小宮八社」として、大歳大明神三社、松原大明神、

金屋子神社、木主大明神、金比羅権現が書き出されている。この当時に比べれば小祠の数は飛躍的に増加しているわけだが、しかし明治二年「取調帳」の記載には、小祠ではない「諸神」が圧倒的多数を占める。

そのなかの主だったものを挙げれば、吉田村では水神の三一三ヶ所を筆頭に、塚所一〇四ヶ所、荒神八八ヶ所、山神四五ヶ所、金屋子神二一ヶ所、御崎神二二ヶ所と続く。民谷村では水神五二ヶ所、荒神二九ヶ所、金屋子神と地主神が六ヶ所ずつ等である。⁽³⁶⁾ そのなかで屋号が記されているものについては、その家の屋敷神として、あるいは神棚に祀られる場合もあったろうが、小字名が記されている場合は、おそらく神木に祀られる神であった、と考えられる。たとえば史料²には、ところどころに「ふる山」という表記が見られるが「ふる」とは一般に藪や森のことを指し、ここでいう「ふる山」とは、一定範囲の藪を神域として祀るものであろう。種類としては荒神が過半を占めるが、吉田村で四二ヶ所、民谷村で二二ヶ所を数え、なかには「玉垣」を周囲にめぐらすものもあった。その大きさとしては「一間四方」から、「八畝」に至るまで、大小さまざまであるが、それ以外にも単独の神木に祀られたものも多かったと考えられる。

ちなみに宝永二年「宮差出神名帳」では、吉田村については「荒神四拾式所有 但百姓衆十月ノ比毎年少之初尾ニテ幣立祭ナリ 内 御崎山ノ神^(マ)□□地神此神立四十二荒神ノ内ナリ」、同様に民谷村については「荒神十所外二^(マ)神オノ神二所合ノ拾二神」との記載がある。さらに宝暦一四（一七六四）年の「神社指出帳」では、吉田村の「荒神山」として、それぞれの願主^{II}所有者の名前や屋号とともに「三拾七山」が数え上げられ、そのうちの七山を綿屋（田部家）が所有していた。その総数から見ると、近世期の「神名帳」などに「荒神」ないしは「荒神山」として書き出されていたものは、明治二年「諸社諸神取調帳」にいわゆる

「ふる山」に対応していると考えられる。近世期の種々の取調では、単独の神木に祀る神々は数え上げられていないが、「ふる山」の数が一八世紀以降ほとんど変わっていないところから推測するに、単独の神木も多く祀られていたものと思われる。

要するに旧吉田村・民谷村では、明治初年までは無数の神木に神々が祀られていた、と見ることができるとも、もともとは、先の宝永二年「宮差出神名帳」の記載にもあったように、秋に初穂を供え、幣を立てて祀るといった、きわめて簡素なものであった。このような神木の祭祀形態は、出雲のみならず石見地方全域でも広く確認される。石見地方ではそれらは「荒神森」とか「木根神」や「藪神」などと称され、明治三年から翌年にかけての神社調査に際しては「森神」のカテゴリーに括られた。⁽³⁷⁾ しかしながらこのような神木の祭祀は、いずれの地域でも明治以降急速に失われ、現在ではその記憶もほとんど残っていない。

金屋子神も明治二年の時点では、諸他の神格とほぼ同様に祀られていたであろう。その所在地の小字（あるいは屋号）名を史料²から拾って列挙すると、大吉田（宮ノ奥、火ノ除、清田谷）、杉戸（桧谷荒神脇、古鍛冶屋）、川尻（古山、上天呂、集り、栗原、鉄林山）、菅谷（家ノ奥、本家、寺原、大畑）、菅谷（向菅谷、竹ノ内、坂根、サビ、古鍛冶屋、七本木、木地山）、民谷村（ロクロ、上藤谷、谷、田中、鋳物屋）、民谷村廣瀬御領（上権田）となる。杉戸の桧谷荒神脇の大元金屋子神祠、菅谷木地山の金屋子祠——寛政四年以降の棟札が残されている——以外には、たとえば鉄林山の元宮金屋子神のように石積みの場合やあるいは個人宅の神棚や屋敷神も含まれたかもしれないが、おそらくその大半は神木に祀られていたと考えられる。たとえば民谷村の鋳物屋では竪四間横九間の「ふる山」に金屋子神が祀られている。このような状況は石見地方でも同様で、金屋子神はかなり広範に「森神」として祀られていたので

あった。⁽⁸⁸⁾

おわりに

以上、今回の田部家古文書調査において新たに発見された「金屋子神略記」をめぐる、木ノ下金屋子神社の略史をふまえつつ、諸他の縁起類との対比において、その内容を検討した。おそらく寛文五年の木ノ下金屋子神社の成立とともに、その由来を西比田金屋子神社との関連で描き出した「金屋子神略記」は、金屋子神をめぐる多様に展開した種々の縁起類のなかにあつて、その原型の一端を示す貴重な史料ではないか、というのが本稿で導かれた結論であつた。もとよりそれは、ごく限られた史料に依拠する一つの仮説にすぎず、確実な論証に到るためには、より広範なパースペクティブのもと、当時の出雲地方の具体的な宗教状況の詳細な検討と付き合わせる作業が必要となるだろう。

註

- (1) 表書には「金屋子略記」とある仮綴の竖冊であるが、本文冒頭の題名にある「金屋子神略記」の名で呼ぶことにする。この文書は、「明治三十三年六月 三田 原八幡宮上地林下戻願書一途」と表書された袋(田部家文書、中一九一―二)のなかに、八幡宮の社有林に関する書類と共に、縦に二つ折りにされて入っていた。
- (2) 田部家文書、右上五前七二―六七。これは、宝永二年から明治三年までの、旧吉田村と旧民谷村の神祇に関わつて、三田原八幡宮の歴代の神職が書出して提出した控え記録の集成であり、明治以降、兎比神社に伝えられていたが、田部家の職員であつた小滝遥が昭和十二年六月に筆写したものである。現在、兎比神社にはこの原本は伝えられておらず、その意味では写本ながら貴重な史料といえる。
- (3) 小滝遥は鉄林山から現在地への金屋子神社の移転をめぐる、田部家の文書を

渉猟し、その抜書やみずからの見解のメモを「昭和三年九月 鉄林山金屋子神社関係書類」(田部家文書、右上三後一六―三二)と題した綴りにして残している。これによると鉄林山の跡地の石積みは文久元(一八六一)年以前に作られ、また昭和三年に改修されている。

なお鉄林山に関しては、「田部家初の永代鉦(粟原鉦・正保三丁貞享四年(一六四六―一六八七)創業の際、その守護神として金屋子神を勧請」(鉄の道文化圏推進協議会編『金屋子神信仰の基礎的研究』岩田書院、二〇〇四年、二二―八頁)したものという説もあるが、そもそも粟原鉦に関する具体的な状況は不明である。

(4) 「金屋子神社公認願一途」(田部家文書、中一九一―二)所収。

(5) 文中に「迂宮成就」とあるものの、遷宮という語句はこれ以外の棟札にもしばしば見られるものであり、また先に触れたように、鉄林から現在地への金屋子神社の移設は享保一二年以降と推定される。

(6) 「金屋子神略記」に掲げられた人名のうち、村松将監、大橋茂右衛門、乙部九郎兵衛の三名の家老は棟札には記されていないが、この三名と郡奉行の細江平右衛門、代官の平岡勘平は、島根県立図書館郷土資料『松江藩烈士録』により、延宝九年当時実際にそれぞれの役職についていたことが確認できる。この事実は、「金屋子神略記」ならびに棟札の信憑性を裏付けるものであろう。なお、『松江藩烈士録』の存在は、小林准士氏のご教示によって知った。

(7) 島根県古代文化センター研究報告書『山陰におけるたたら製鉄の比較研究』二〇一一年、所収。

(8) 実は「明治十二年九月 村内各社ニ関スル回答書写」(田部家文書、右上五前七二―六七)中の「撰社金山彦神社宝物古器物古文書目録」には「元和九年三月 檀那 岡甚兵衛」という棟札の記載があり、前掲「宮指出神名帳写」中の「明治二年己巳九月 飯石郡吉田民谷両村諸社諸神演説書」や「明治三年庚午十二月 飯石郡吉田村諸社之事区别差出帳」にも同様の言及が見られる。しかしこれら明治初年の文書以外には、この棟札の存在を示唆する史料は見当たらない。た

たとえば、「宮指出神名帳写」のなかで、歴代の棟札についての記録が初めて残されている宝暦一四年「神社差出帳」においても、最古の棟札は寛政五年のものである。

文

(9) 前掲『金屋子神信仰の基礎的研究』、二四頁。

(10) 同書、四八九頁。田部佐一右衛門は、一七代田部長右衛門興真の文政一一年頃までの名前である(相良英輔「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」[相良英輔編著『松江藩鉄師頭取田部家の研究』島根大学、二〇〇九年、所収]、三四頁)。

(11) 両名は、田部家一〇代と一一代の当主に当る。相良前掲論文を参照のこと。

(12) 差出帳や棟札に見られる木ノ下(鉄林山)金屋子神社の呼称はかなり流動的である。神職によってはこのように金山彦社の呼称も用いられたが、とりわけ幕末から明治期にかけての呼称は、もっぱら後者であった。

(13) 幕末から明治期には、相撲興行も行なわれていた。その記録は、たとえば「金屋子神社祭礼之節年々相撲方書類」(田部家文書、中一一―一五)などに残されている。

(14) 前掲「金屋子神社公認願一途」所収。

(15) 明治期における田部家のたたら経営の推移に関しては、相良前掲論文、一三―一四頁、ならびに中山富弘「在来産業たたら製鉄の衰退とその歴史的意義―出雲・田部家「鉄業創始以来営業状態概略」を手がかりとして」(勝部真人編『近代東アジア社会における外来と在来』清文堂、二〇一一年、所収)を参照のこと。

(16) 前掲『金屋子神信仰の基礎的研究』所収。

(17) これらの史料の大半は、書写を重ねるなかで不分明な箇所を数多く含んでおり、またそれらが伝承された具体的な状況も不明であって、厳密な比較検討のためには、いっそう詳細な文献学的・歴史学的精査が必要となる。ここではそのいとまはなく、あくまで田部家文書の「金屋子神略記」の検討に向けた概略的な分析にとどまる。

なお、これらの史料のなかで翻刻が公刊されているもの以外は、和鋼博物館所

蔵の写本のコピーを利用している。その際、学芸員の高岩俊文氏に便宜を図っていただいた。記して謝意を表したい。

(18) 窪田蔵郎「金屋子大夫の教典」[諸真言に日久]紹介(たたら研究会『たたら研究』四三、二〇〇二年)。

(19) 飯田賢一・田淵実夫校訂「鉄山必用記事」(『日本庶民生活史料集成』一〇、三一書房、一九七〇年)。

(20) 佐藤紋造「金屋子様」(財団法人日本美術刀剣保存協会『刀剣美術』二八七、一九八〇年)。

(21) 『鉄山記』には、「金屋子神縁起」以外に、「鉄穴之事」、「鑪之事」、「鍛冶屋之事」と題して、鑪や鍛冶の技術面に関する図解入りの簡単な解説が収められている。

(22) ④⑦の末尾にはともに「鉄屋子祭文」と、この「鉄屋子」が大和三笠山の麓で誕生したとする別系統の伝承―金屋子神が大和天香久山で出生したという、これと類似の伝承は、③にいっそう拡大した形で見られる―が付加されている。さらに④には、物語の途中に「金山権現陀羅尼」等大量の祭文が挿入され、またたとえば能義郡を「張儀郡」と表記するなど、明らかな誤りも多い。

(23) 冒頭に「抑々当社金屋子神社と曰者祭神ハ金山姫金山彦尊と云ふ鑪鑪ヲ職する神にて神代より安部連之裔孫之を齋記する事旧し」と述べられて、西比田金屋子神社の立場が明確に打ち出されている。また、仏教色を払拭し、死骸を神体とするようないわば「迷信」的な表現を避けている点は、明治期ならではの特徴といえるだろう。

(24) とくに⑤の本文中には金屋子神の名称は一切登場しない。ただ、本文が終わった末尾に「金屋子尊神実録全終」という文言が唯一見られるが、これは「三國金山姫宮因縁」という題名にも合致せず、おそらくは書写の際に新たに付加されたものと思われる。

(25) 拙稿「金屋子信仰」再考―研究史の再検討と石見地方の金屋子神祭祀(島

根拠古代文化センター研究報告書『山陰におけるたたら製鉄の比較研究』、二〇一一年、所収）を参照のこと。

(26) 石塚尊俊は、とくにこの「朝日長者」——他の縁起類には一切登場しない——に着目することによって、八幡神に連なる母子神信仰の系譜に金屋子神を位置づけようと試みている（石塚尊俊「金屋子降臨譚」『民俗学研究』三、一九五二年。のちに石塚尊俊『鑑と剝船』慶友社、一九九六年、に再録）。この石塚説に対する批判的検討としては、前掲拙稿を参照されたい。

(27) その一方で、西比田金屋子神社の神主はかつて「町ノ神主」と安部氏と両名いたが、宝暦年中（一七五一〜一七四四年）に争論があり、天明三（一七八三）年から安部氏が祭祀を独占するようになった、との記述もある。もっとも、安部氏は「宮ノ近所山屋鋪」に住む「鍵ノ預リ」であって神体も管理しており、これに対して「町ノ神主有テ無キカコトシ」であったとされるのであるが。

(28) ちなみに死穢と鑑の関連については、①④⑥⑦には記述がない。

(29) ②における金屋子神降臨の際のモチーフである桂の木、光明、狩、犬はいずれも①にも現われている。他方で、そこには天竺での祇園精舎造立や唐における莫耶の伝承も含まれており、また先にも触れたように、登場する神は一貫して「見目美シキ女人」としての「金山子大明神」であった。しかも西比田金屋子神社と安部氏の存在はまったく言及されていない。成立年代の先後関係の問題もあろうが、一定の伝承を共有しながらも、そこには、式内社久米神社の流れを汲むとされる峯三所権現の神職による、安部氏に対する対抗意識が働いていたと推定することもできよう。

ちなみにここで取り上げた縁起類のなかでは唯一、この①のみが、木ノ下金屋子神社の延宝九年の棟札と同様、村下のことを「武良筈」と表記しているのも興味深い。

(30) 三国伝来の仏教的世界観——⑤ほど強力ではないが——と文化的性格は、③『金屋子縁記抄』にも見出すことができる。③については、拙稿「金屋子神の諸相」

〔図録 たたら製鉄と近代の幕開け〕古代出雲歴史博物館、二〇一一年、三四〜三五頁）のなかで、ごく簡単にその概要を示しているので参照いただきたい。

(31) 前掲『金屋子神信仰の基礎的研究』、二二四頁以下。

(32) 同書、二七四頁。

(33) これらの歌は、文言に若干の出入りはあるものの、①と⑥以外の縁起にはすべて引かれている。

(34) そもそも西比田金屋子神社は、少なくとも明治以前においてはその縁起類の流布に積極的ではなかったと考えられる。②の「金屋子神祭文」は秘伝とされているのであり、また⑤「三国金山姫因縁」にしても、巻末で「箇レハ是レ秘蔵ノ一卷ニシテ其ノ職分ニ当ル処ノ血伝也不スニ他教可レ致ニ秘蔵ノ者也」と述べられている。金屋子神をめぐる縁起類が基本的に幕末になってからしか流通しなかったように見えるのも、部分的にはそのような秘匿性に起因していたのかもしれない。金屋子神社をめぐるそのような神祕のベールが存在していたとすれば、「金屋子神略記」が田部家のなかで永らく秘匿されてきたこともさほど不思議なことではなかったと言えるかもしれない。

(35) なお、本節で引用する史料はすべて前掲「宮指出神名帳写」所収のものである。

(36) 明治二年「飯石郡吉田民谷両村諸社諸神演説書」による。これは、史料？「飯石郡吉田民谷両村諸社諸神取調帳」に書き出された諸社諸神を、神職田辺和徳が数え上げたものであり、小祠もそのなかに含まれた数である。

(37) これについては、拙稿「石見地方の「森神」をめぐる——明治初年「神社書上帳」を手がかりに」『山陰民俗研究』一五、二〇一〇年）を参照のこと。吉田村でも、「藪神」の呼称が用いられていたとする証言もある（『吉田村村誌資料』吉田村、一九八六年、三四七頁以下）。

(38) この点に関しては、前掲拙稿「金屋子信仰」再考——研究史の再検討と石見地方の金屋子神祭祀」を参照されたい。

史料

(史料1)

金屋子神略記

抑天地開闢始國常立尊天地中月生賜夫七代伊弉諾伊弉册尊天浮橋上底下大海試國求天降賜大日本豐葦原千五百秋水穗國是也然丹海山谷等生賜如何天下乃主神生願賜日神与月神生賜次蛭兒素戔鳴尊生賜惣而五行神靈等生賜中金山彦命金山姫命頭出賜天善祐元歲二月十一日奥州信夫山家現賜黃金吹出賜其後吉備國中山細谷鑪建賜鉄吹出賜也鈿四本乃押立日本四所宮鹿嶋熊野宇佐真名井表四大物春日四社大明神表賜左乃十二程八天神七代地神五代神表右十二程十二社權現表賜二湯地日月二尊則陰陽兩儀也九十九本長尾木八十九所王子社何神德広大時善祐二五年十一月初八日祭日定

歌曰

真鉄吹吉備乃中山霞良武煙雲毛春年無
真鉄吹吉備乃中山大流細谷川乃音屋潔
驚啼附真鉄吹吉備中山春知良牟

此則鉄事也故備中鉄云事有其後金祖金山姫命雲州比田庄葛城森光放御坐是安部氏云者有常正直信心者也有夜不思儀靈夢有吾者金山姫命也汝鉄乃仕業可伝宣其御形容異靈美神也依之夜明葛城森七行見靈夢不違金山姫御眷屬鑪形顯鉄吹様不殘御伝賜御神何国不飛去賜夫安部氏御教随鉄押出国土宝求然年齡七十有余迄一子不伝終死其子鉄押湯鉄不不思儀余父死骸掘出鑪内押立寄立置鉄押好鉄吹出故鑪内埋置塚築金屋子神祓除賜則比田庄金屋子一社奉崇敬二十月初子日祭之賜其後吉田邑勸請在事神主田辺氏常信心厚有夜夢吾世上守神也女神影向賜吾

拜思比田郷葛城森可至告賜依之急參請安部權太夫対面事乃子細語臈御宮乃戸開御神奉拜此時田辺謹申左久御当社乃御幣一本勸請仕度由願所彼安部權太夫不許之空皈申所權太夫一女卒物狂身二千草纏首ハ天冠頂葛城森ノ社ニ參御扉ヲ開左ノ手ニハ御幣二本取右乃手ニハ鉄持吾者和光同塵交衆生濟度可レ為何故吾信者空令帰早々幣帛遣宣臈權太夫恐入御幣帛遣可レ申言上有臈ハ御幣座敷投置鉞神前納大庭出卒倒ス權太夫急取附加持臈起其俛御幣二本吉田村田辺宅送田辺氏難有頂戴宅中壇飾御大尊幣作是添奉二信仰爰一社建立金屋子大明神奉崇敬四月十一日九月十一日二季祭日奉定其後田辺氏比田郷葛城宮禮參縁起御守大事等書写吉田ノ新殿奉納委ハ筆帛不盡今略レ之者也

寛文五己年五月吉日

再建立

于時延宝九年

辛十月九日遷宮

神主田辺和泉願主

田辺五郎右衛門

堀江弥三右衛門

今上皇帝 万々歳

將軍宰相右馬頭

国主 松平出羽守

村松將監亮

御家老 大橋茂右衛門

乙部九郎兵衛

郡 細江平右衛門

鉄奉行 日野六兵衛尉

下代 石川助右衛門

代官 平岡勘平尉

下代 村上夫兵衛

下郡 清水久左衛門

庄屋 大嶋利兵衛

年寄 堀江太郎兵衛

年寄 大吉田 佐兵衛

同 大吉田 惣右衛門

同 梅木 市右衛門

同 枚戸 七郎右衛門

同 川尻 弥右衛門

大工 赤穴町 長右衛門

(史料2)

明治二年己巳秋九月

飯石郡吉田民谷両村諸社諸神取調帳

神主

田辺和穂

吉田村梅木諸神

一、深野谷 荒神玉垣

三田原中

ふる山 豎二十間 横十二間

一、稲子田 荒神玉垣

中梅木中

ふる山 豎四十二間 横四十間

一、新田原 荒神玉垣

上梅木中

ふる山 豎二十四間 横十間

一、松原 荒神玉垣

ふる山 豎四間 横三間

一、野々原 荒神

ふる山 豎十間 横四間

一、本紺屋 荒神

一、深野谷奥 荒神

一、井手口 荒神

一、深野谷 荒神

一、下柿木 荒神

一、柏羽宅 荒神

一、大下 荒神

一、塞ノ峠 荒神

一、堂ノ下 荒神

一、芦原 荒神

一、芦原 山神 一、稲子田 山神

一、柿木 山神

一、芦原奥砥石山 山神祠 一尺四寸四方

一、ドンド前 大歳祠 一尺二寸四方

ふる山 竪十六間 横八間

一、森脇 大歳祠 一尺五寸四方

ふる山 竪十四間 横八間

棟札自享保二年至嘉永五年總計五枚
寛保以前ノ棟札一枚御座候へ共附
朽チテ年号不相分依テ
自寛保二年至慶應二年總計四枚

一、水神

合計百五所

一、三田原正八幡宮境内 御碕神

一、梅木 稻荷祠 横一尺四寸 入一尺一寸

ふる山 八間四方

棟札自寛政三年至安政六年總計三枚

一、横見 代古美神

ふる山 竪八間 横六間

一、ドンド前 松原祠 一尺

棟札自享保二年至慶應二年總計六枚

一、前林 塚所 二所 一、中屋 塚所 三所

一、野ノ原 塚所 廿所 一、火除屋 塚所

吉田村大吉田諸神

一、土居 荒神玉垣

土居組中

ふる山 竪二十間 横二十一間

一、清田谷 荒神玉垣 清田谷組中

ふる山 竪十八間 横十五間

一、田中 荒神玉垣 田中組中

ふる山 竪八間 横八間

一、火除老字山根トモ云 荒神玉垣 火除組中

ふる山

一、原田 荒神玉垣

ふる山 三間四方

一、山碕 荒神

ふる山

一、親谷 荒神

ふる山

一、代宮家後 荒神

ふる山 竪八間 横七間

一、中野村 荒神

ふる山 十間四方

一、二反田 荒神

ふる山

一、千箭老字前垣内 荒神祠 一尺四方

ふる山 十間四方

一、土居 荒神 一、土居奥 荒神

一、坂内 荒神 一、宮ノ奥 荒神

一、竹ノ内 荒神 一、多根屋 荒神

一、清田谷 荒神 一、金屋 荒神

棟札自元禄三年
至
總計六枚

- | | | |
|----------------------|------------|----------------------------|
| 一、屋内迫 荒神 | 一、全 荒神 | 一、鐫次屋原 金比羅祠 一尺二寸二一尺 |
| 一、小松石 荒神 | 一、トツケツ 荒神 | 一、中垣内前 竜宮神 |
| 一、塚田 荒神 | 一、向谷 荒神 | 一、下田屋 大元神 |
| 一、脚名乳社境内 山神 | 一、宮ノ奥 山神 | 一、コモチガミヤ 子持ヶ宮神 |
| 一、三〇場奥 山神 | 一、親谷 山神 | 一、清田谷荒神山ノ内 一、脚名乳社境内 諸神 |
| 一、山根 山神 | | 諸神 四所 |
| 一、宮ノ奥 金屋子神 | 一、火ノ除 金屋子神 | 一、吉野社境内 諸神 一、田中荒神山ノ内 諸神 三所 |
| 一、清田谷 金屋子神 | 一、 | 一、中ノ村荒神山ノ内 諸神 |
| 一、梅ヶ峠 塞神 | 一、火除脇 塞神祠 | 一、梨本原 塚所 二所 一、前垣内 塚所 |
| 一、水神 | 合計 五十一所 | 一、二反田 塚所 六所 一、山根 塚所 |
| 一、脚名乳社境内 地神 | 一、土居奥 地神 | 一、田中 塚所 二所 一、曾木屋 塚所 |
| 一、田中 田神 二所 | 一、原田 田神 | |
| 一、中野村 田神 | | 吉田村杉戸諸神 |
| 一、田中荒神山ノ上 社日神 | | 一、桧谷 荒神玉垣 杉戸中 |
| 一、上田屋上 稲荷 | | ふろ山 竪三十六間 横四十間 |
| 一、全 若宮神 | | 一、堀江 荒神 一、長者畑 荒神 |
| 一、高ス 大仙幣本 | | 一、茅原 荒神 一、山根田 荒神 |
| 一、土居奥 塩瀧祠 一尺五寸四方 | | 一、新屋 荒神 一、野田 荒神 |
| ふろ山 竪五間 横八間 | | 一、二井屋 荒神 一、上迫 荒神 |
| 一、田中荒神山ノ上 秋葉祠 一尺二寸四方 | | 一、前迫 荒神 一、上土居 荒神 |
| 一、海碕 大歳祠 一尺二寸四方 | | 一、新屋前 山神祠 一尺七寸四方 |
| | | ふろ山 竪四間 横三間 |

一、金ノ原尻 山神

ふろ山 豎七間 横六間

一、桧谷 山神

ふろ山 豎八間 横六間

一、桧谷荒神脇 大元金屋子神祠 一尺三寸四方

一、古鍛冶屋 金屋子神

一、水神 合計 五十二所

一、大歳社境内 御碕神

一、茅原 来成神

一、大歳社前川辺 龍宮神

一、野田 八将神

一、槇原 地神

一、鑪奥 木ノ王祠 一尺五寸四方

棟札自文政二年至安政六年總計式枚

一、新ノ屋 塚所 一、山根田 塚所

一、二井屋 塚所 一、上迫 塚所 二所

一、前迫 塚所 六所 一、長者畑 塚所 十七所

一、向原 塚所 一、谷口 塚所 四所

一、柿ノ木原 塚所 二所 一、新田 塚所

一、上土居 塚所 九所 一、野田 塚所 十五所

吉田村川尻諸神

一、西 荒神玉垣

ふろ山 六畝十五歩

一、古山 荒神

ふろ山 二間四方

一、東 荒神

ふろ山 一畝歩

一、上大呂 荒神

ふろ山 三畝歩

一、栗原 荒神

ふろ山 八畝歩

一、名子田 荒神

ふろ山 八畝歩

一、下大呂 荒神

ふろ山 一畝歩

一、祖父谷 荒神

ふろ山 一畝歩

一、坂ノ向 荒神

ふろ山 一畝歩

一、今山 荒神

ふろ山 六歩

一、落江 荒神

ふろ山 八歩

一、仁井屋 荒神

ふろ山 十五歩

一、奥志谷 荒神

ふろ山 二間四方

一、惣八田 荒神

ふろ山 一畝歩

一、笠ノ谷 荒神

ふる山 二間四方

一、川向 荒神玉垣 一、藤田屋 荒神

一、上孫屋 荒神 一、内瀉 荒神

一、弘法屋 荒神 一、向内江 荒神

一、吉ヶ原 荒神

一、川向 山神 一、鍛冶屋原 山神

一、棚山 山神 一、新屋向 山神

一、古山 山神 一、下大呂 山神

一、名子田 山神 一、弘法屋 山神

一、向内江 山神 一、吉ヶ原 山神

一、吉ヶ原上 山神 一、今山 山神

一、大シト 山神 一、奥ノ迫 山神

一、笠ノ谷 御碕神

ふる山 二間四方

一、向内江 御碕神 一、今山 御碕神

一、栗原 御碕神 一、名子田 御碕神

一、八幡宮境内 御碕神 一、上大呂 御碕神

一、仁井屋 御碕神 二所

一、落江向 大歳祠 一尺四寸四方

一、安神本 大歳神 一、栗原 大歳神

一、奥ノ迫 大歳神

一、古山 金屋子神 一、上大呂 金屋子神

一、集り 金屋子神 一、栗原 金屋子神

一、鉄林山 元宮金屋子神

一、才ヶ原 塞ノ神 一、志谷 塞ノ神

一、惣八田 地神 一、大シト 地神

一、田神

一、水神 合計六十七所

一、和祖根谷 竜宮祠 一尺四方

一、後原 諸神 一、志谷上 諸神

一、奥ノ迫 諸神

一、落江 塚所 四所 一、坂ノ向 塚所

一、奥志谷 塚所 一、西 塚所 六所

一、割石 塚所 一、入道 塚所

一、弘法屋 塚所 一、名子田 塚所 五所

田部長右衛門持山ノ端

一、杵築大社遙拝祠

吉田村菅谷諸神

一、矢ノ谷 荒神玉垣

ふる山 十五間四方

一、清水 荒神玉垣

ふる山

一、田野原 荒神玉垣

ふる山 八間四方

一、雨谷 荒神 一、下シデノ木原 荒神

一、田ノ原 荒神 一、糸原 荒神

一、樋ノ口 荒神 一、上カナクソ 荒神

一、矢ノ谷 荒神

一、雨谷 山神 一、清水 山ノ神

一、南原 山神 一、楨本 山神

一、向ノ谷 山神 一、家奥 山神

一、大畑 山神 一、中大畑 山神

一、善八 山神 一、丸山 山神

一、楨ノ前 山神 一、楨ノ奥 山神

一、家ノ奥 山神

一、家ノ奥 金屋子神 一、本家 金屋子神

一、寺原 金屋子神 一、大畑 金屋子神

一、雨谷 地神 一、田ノ原 地神

一、八幡宮境内 御碕神

一、陣ノウネ 塞ノ神

一、雨谷 年徳神

一、清水 大元神

一、水神 合計三十八所

吉田村 芦谷諸神

一、向芦谷 荒神 一、新田屋 荒神

一、サビ 荒神 一、竹ノ内 荒神

一、古鍛冶屋 荒神

一、向芦谷 山神 一、竹ノ内 山神

一、坂根 山神 一、サビ 山神

一、古鍛冶屋 山神 一、七本木 山神

一、木地山 山神祠 二尺四方

一、向芦谷 金屋子神 一、竹ノ内 金屋子神

一、坂根 金屋子神 一、サビ 金屋子神

一、古鍛冶屋 金屋子神 一、七本木 金屋子神

一、木地山 金屋子祠 一尺九寸四方 棟札自寛政四年至文久三年總計五枚 附箋

一、ウツキダツ 塞神

一、水神 合計六所

一、古鍛冶屋 大元神

一、半明 山神 一、政所 山神

一、新屋上 山神 一、弓場 山神

一、村下屋 山神 一、村下屋 山神 一、弓場 山神

吉田町

一、惠美酒祠 石殿

一、ロクロ 金屋子神 一、上藤谷 金屋子神

一、谷 金屋子神 一、田中 金屋子神

一、鑄物屋 金屋子神 一、鑄物屋 金屋子神 一、田中 金屋子神

民谷村諸神

一、室谷 荒神玉垣

室谷組中

一、迫田前 大歳祠 一尺五寸四方

棟札自寛政八年至文化十年總計式枚

一、ロクロ 荒神 一、ロクロ 荒神

一、屋敷 大歳神

一、風ヶ峠 荒神

一、風ヶ峠 荒神

一、水神 合計四十三所

一、下岡 荒神

一、上岡 地主神 一、門 地主神

一、大内谷 荒神玉垣

一、新屋 地主神 一、弓場 地主神

一、中間 荒神

一、谷 地主神

一、上中原 荒神

一、清水前 杵築大社遙拜祠

一、政所 荒神

一、雪屋 大仙祠

一、鍛冶屋 荒神

一、雪屋 大仙祠 一、雪屋 大仙祠

一、雪屋 荒神玉垣

一、雪屋 大仙祠 一、雪屋 大仙祠

一、王子原 荒神

一、中間 諸神三所 一、半明 諸神 二所

一、村下屋 荒神

一、下岡 塚所 一、屋敷 塚所

一、迫田 荒神祠

一、下岡 塚所 一、屋敷 塚所

一、迫田 荒神祠

一、稻荷祠

一、迫田 山神

一、稻荷祠

一、ロクロ 山神

一、稻荷祠

一、ロクロ 山神

一、稻荷祠

一、ロクロ 山神

一、稻荷祠

一、ロクロ 山神

一、稻荷祠

一、ロクロ 山神

一、稻荷祠

民谷村在広瀬御領諸神

一、仁井屋 荒神玉垣 一、前田屋 荒神

一、小鍛冶屋 荒神玉垣 一、前権田 荒神

一、上権田 荒神 一、中屋 荒神

一、浜 荒神 一、小向原 荒神

一、王子社境内 御碕神 一、小鍛冶屋 御碕神

一、王子社境内 龍宮祠 一、濱ノ上川辺 龍宮祠

一、上権田 金屋子神

一、水神 合計九所

一、中屋 地主神

一、浜 三島祠 二尺五寸四方

ふる山 十間四方

一、全 山神

一、全 山神

(史料3)

神社公認願

島根県飯石郡吉田村大字吉田村字木之下

金山彦神社

右ハ私邸内鎮守ノ神社ニ御座候処無格社トシテ公認相成度別紙相添此段相願候也

明治四拾壹年參月二十三日

飯石郡吉田村大字吉田村式千四百七番地

田部長右衛門 印

島根県知事松永武吉殿

金山彦神社公認事由書

金山彦神社ハ掛卷モ畏キ金山毘古神金山毘売神ヲ奉斎シ此二神ハ伊弉諾伊弉册二柱ノ大神ノ御子ニ座シマシ鉾物ヲ主宰シ給フコト古史ノ証スル所故ニ苟クモ業ヲ鉾業ニ執ルモノ、日夕尊崇敬拜シテ措カサル所ナリ我家元祖田部彦右衛門以來現式拾壹代長右衛門ニ至ル迄鉄業ヲ家業トシ時ニ盛衰アリシト雖トモ未ダ一日モ其業ヲ休廢シタルコトナク現ニ拾式ケ所ノ鉾鍛冶屋工場ヲ有シ之レニ附属ノ砂鉄採取場百ヶ所ヲ具備シ四千人ノ職工勞役者日々孜々トシテ斯業ニ精勵シツ、アルハ素ヨリ其施設ノ然ラシムル所トハ云ヘ此ニ神ノ御功德ニアラズンハアラス伏シテ惟ルニ古來我始祖ノ神靈ヲ奉祀シ職業ノ祖神ヲ奉祀シ其地方ニ功業アリシ神々ヲ奉祀シ或ハ地方豪族ガ常ニ信仰セル神々等ヲ奉祀シテ以テ氏神産土神ト敬仰シ報本及始ノ大礼ヲ致シ感恩報賽ノ誠ヲ尽クシ子孫無窮ニ斯道ヲ繼承シ來レルハ我国獨特ノ美風ニシテ我國家組織ノ主要素タルコト今更無言ヲ俟タサル所ナリ我祖先夙トニ国風ニ慣ヒ職業ノ祖神

ヲ奉祀シ部下ト共ニ報恩感謝ヲ怠ラス敬拝家業ノ隆昌ヲ祈願シタリシモノ即チ此金山彦神社ニシテ爾來連綿今日ニ及ブ

謹ンデ社記ヲ閱スルニ其鎮祭ノ何時ナルヲ知ルヲ得スト雖トモ今ヲ去ルコト式百五十年寛文五年当主七代田辺五郎右衛門本願ノ棟札ヨリ以下序ヲ追フテ建立修造ノ棟札ヲ有ス

古老伝ニ文永元年我始祖某備後国高野山ヨリ来リ此地方ノ鉄業ノ有望ナルヲ見此地ニ居ヲトシ斯業ヲ起ス此時今ノ金屋子神ヲ鎮祀シ以テ事業ノ隆昌ヲ祈ル云々ト

然レトモ我家元治式年火災ニ遭遇シ旧記烟滅温故ノ資料ヲ得サルハ遺憾ニ耐ヘサルナリ

明治初年大政維新ト共ニ神社制度改廢ノ結果ハ八幡宮ノ境内神社トシテ鎮座々シマセリキ然レトモ其社殿ノ結構設備ノ完美民俗ノ因習等ヲ綜合シテ考察スルニ金山彦神社ハ寧ロ主神社ニシテ八幡宮ハ境内神社ニアラサリシカ土地ノ状況ヨリ見ルモ金山彦神社ハ中央格好ノ位置ニ在リテ八幡宮ハ偏在シ社殿鳥井石階其他ノモノ、構造八幡宮ノモノハ粗雜ニシテ建設年代ニ於テ新ラシク古老ノ伝説モ亦タ金山彦神社ハ八幡宮ヨリ古キヲ伝フ若シ主客転倒ニアラズトスルモ少クモ古來金山彦神社ガ八幡宮ヨリ以上ノ崇敬ヲ受ケ給ヒシコトハ疑ヲ容レス中古武門權威ヲ逞フセル時ニ当リ神社ト云ヘバ祭神ノ如何ヲ問ハス八幡宮ト呼称スレバ災禍ヲ免レ得タルノミナラス却テ武門ノ崇敬ヲ受ケ得タリシ類ノ会々探明セラル、ヲ以テ按スルモ或ハ金山彦神社ノ災禍ヲ免レンコトヲ慮リ其境内ニ一社ヲ建立シテ八幡宮ト呼称シ此名号ノ下ニ保維シタルニハアラサルカヲ思ハシム

主客転倒論ハ兎アレ角マレ我祖先以來數百年家業ノ祖神トシテ敬拝ヲ怠ラス主宰セル工場ニ従事セルモノ貴賤老幼男女ノ別ナク只管ニ神恩ヲ敬慕シテ日夕奉養祈願ノ誠ヲ捧致シタルハ明カナル事實ニシテ而モ此神社

ニ係ル修造祀典ノ經費一切ヲ我家一己ノ負担トナセリシモノナリ然ルニ明治三十九年ノ度神社整理ノ事起リ主神社八幡宮ハ他ノ各社ト合祀シ其當時当社ハ廢社ノ止ムナキモノト思考シ三十九年十月四日廢社出願四十年三月六日聞届ケラレ同年四月三十日其願意ノ通り私邸内鎮守トシテ奉斎シ来レルモ熟々以上ノ経歴ヲ温メ将来ヲ思考スレバ我祖先ノ家業ヲ襲ヒ尚無窮ニ發展ヲ期シ幾何カ国家ニ貢獻スル所アラントスルハ我家憲ニシテ而モ其祖神ニシテ從來庶人ト共ニ多大ノ恩頼ヲ蒙リ神明ヲ法ノ強ユル所トハ云ヒ私邸ノ一隅ニ鎮祀シテ衆庶ノ參拝ヲダニ許サズトスルハ只ニ祖先ノ遺風ヲ滅却スルノミナラス神威ヲ汚瀆スルノ甚シキモノタルヲ思ヘバ只管寒心恐懼ニ不堪ナリ独リ我ノミナラス家人属僚下ハ樵夫馬丁ニ至ル迄皆然ラサルハナシ

然レトモ一度ビ廢社決定ノモノヲ復タ取消スベクモアラス依テ今般其由緒ヲ記述シ要件ヲ具備シテ公認ヲ經公明正大ニ報本反始ノ大礼ヲ致シ以テ神慮ヲ慰安シ奉リ以テ益々家業ノ隆昌ヲ祈ラントスルモノナリ右之通ニ候也

明治四拾一年三月二十三日

田部長右衛門